

## 『新会社法の改正項目と要点』

### ポイント

会社法制見直しの必要性と主な改正項目

有限会社の廃止による影響

特例有限会社から株式会社への移行手続き

会社法施行後の会社設立における改正点

新設される会計参与制度と合同会社（日本版 L L C）

法務省「会社法Q & A」、中小企業庁「よくわかる中小企業のための会社法」より作成

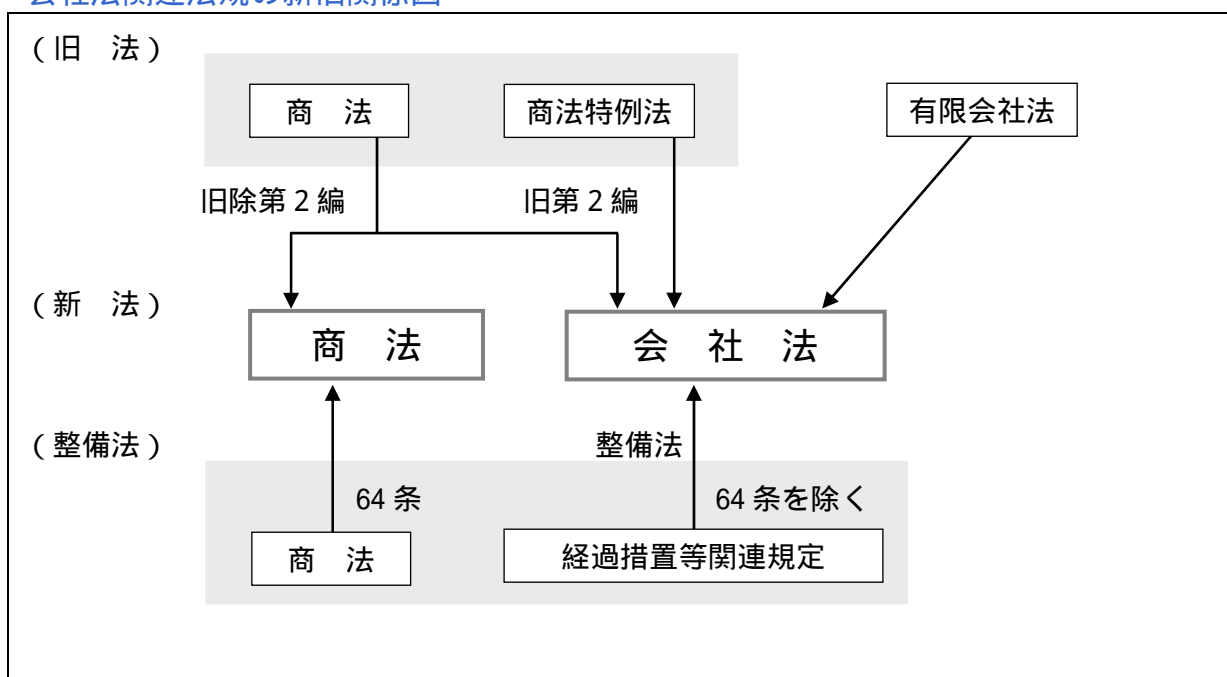
Q1

現行の会社法制 大幅改正の必要性と各種制度の主な改正項目

>>>会社法制の大幅な見直しの必要性

これまで会社に関する規定は、商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（いわゆる「商法特例法」）など、様々な法律に分散しており、1つの法律として体系立てがなされていませんでした。

< 会社法関連法規の新旧関係図 >



また、明治32年に制定された「商法」、昭和13年に制定された「有限会社法」は、ともに片仮名文語体表記となっており、現代表記に比して、非常に読みにくいといわれていました。

そのような状況の中、近年の社会経済情勢の変化に対応するため、会社法制の各種制度に見直しが必要となりました。今回の改正は約1,000条におよぶ大規模なものであり、下記のようなねらいのもと、会社に関連する法制が再編成されています。

< 会社法制改正の主なねらい >

- 片仮名文語体を平仮名文語体に変え、わかりやすくする
- 用語を整理し、解釈の明確化の観点から規定を整理する
- 商法第2編、有限会社法、商法特例法等を一つにまとめる
- 有限会社が株式会社に組み込まれ廃止されることから株式譲渡制限会社の法制が大改正される等の実質的な改正を多く伴う

## >>>[会社に関する各種制度の見直しの理念](#)

新しく創設された会社法は、利用者の視点に立った規律を見直し、会社経営の機動性・柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保等をその目的としています。これらは、いずれも企業価値を高め、株主の利益を最大化することに資するものであり、会社法の創設に当たっては、このような理念に基づいて、会社に関する各種制度の見直しを行っています。

## >>>[会社に関する各種制度の見直しの内容](#)

中小企業に関連する各種制度の主な見直し内容は下記の通りです。

### < 中小企業に関連する改正項目 >

株式会社制度と有限会社制度の統合 機関設計の柔軟化 事業承継に活用できる株式制度の拡充 会計参与制度の創設 最低資本金制度の撤廃 株主代表訴訟の合理化 組織再編行為に係る規律の見直し 新たな会社類型の新設
---

## >>>[譲渡制限株式の定義](#)

譲渡制限株式とは、「株式会社がその発行する全部または一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう（会社法第2条17号）とされています。株式譲渡制限会社については、条文中において「公開会社でない株式会社」と表現されています。

なお、譲渡の承認手続きについては、取締役会のない会社については株主総会の承認を必要とし、取締役会設置会社については、取締役会の承認を必要とするも、定款に別段の定めを設けたときは、この限りではない（会社法139条）としています。

## Q2 会社法におけるコーポレート・ガバナンスの改正項目と機関設計のルール

### >>>コーポレート・ガバナンスに関する改正項目

会社法では、大会社・中小企業における適正なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の確保のために下記のような措置を講じています。

#### <大会社・中小企業におけるコーポレート・ガバナンスの改正項目>

##### 大会社におけるコーポレート・ガバナンスの改正項目

- (1) すべての大会社において、取締役の職務の執行が法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の構築の基本方針を決定することを新たに義務づけることとする
- (2) 株主総会における取締役の解任決議の要件について、これまでの特別決議から普通決議に緩和することとする

##### 中小企業におけるコーポレート・ガバナンスの改正項目

- (1) 会社の規模にかかわらず、監査役は、原則として業務監査権限を有するものとし、業務監査権限を有する監査役が置かれていない会社については、株主による取締役の違法行為に対する差止請求権の行使要件の緩和など、株主が会社の業務執行を直接監督する仕組みを設ける
- (2) 会計参与制度の創設など、計算書類の適正性を確保するための仕組みを設ける

### >>>会社法における機関設計のルール

これまで、株式会社は有限会社に比べて一律に厳格な機関設計の定めがなされており、柔軟な機関設計は困難となっていました。新たな会社法では、株式譲渡制限会社については、最低限の機関設計のみを規定し、その他は企業の発展段階に応じて様々な機関設計の選択ができるようになっていきます。

株式会社で設置される機関の種類としては、下記のようなものがあります。会社は機関設計上最低限の規律を遵守しながら、それぞれの企業の実態に応じて必要な機関を選択し、組織を構成していくことになります。

**株主総会**：すべての会社で必ず設置。

**取締役**：すべての会社で最低1人以上は必要。ただし取締役会を設置する株式会社では3人以上（取締役会は取締役3人以上で構成するため）  
[これまではいずれの株式会社においても3人以上必要だった]

**取締役会**：株式譲渡制限会社では任意設置。それ以外の株式会社では必ず設置。  
[これまででは必ず設置しなければならなかった]

**監査役**：株式譲渡制限株式では任意設置。ただし、取締役会を設置する会社では原則設置。  
[これまででは必ず設置しなければならなかった]

**監査役会**：大会社（株式譲渡制限会社・委員会設置会社を除く）では必ず設置。取締役会を設置しない場合には、設置できない。

**委員会**：監査役を設置する会社では、設置できない。会計監査人を設置しない場合には、設置できない。

**会計監査人**：大会社では必ず設置。大会社以外の会社では任意設置。  
[これまでは資本金が1億円以下かつ負債総額が200億円未満の場合には設置できなかった]

**会計参与**：すべての株式会社で任意設置。大会社以外の株式譲渡制限会社が取締役会を設置する場合、会計参与を設置することで監査役に代えることができる。

大会社：資本金が5億円以上または負債総額が200億円以上の株式会社

< 中小株式会社の機関設計の主要パターン >

株主総会	取締役					譲渡制限会社のみ可能
株主総会	取締役		監査役			
株主総会	取締役		監査役	会計監査人		
株主総会	取締役				会計参与	
株主総会	取締役		監査役		会計参与	
株主総会		取締役会			会計参与	これまでの中小企業の機関設計はこれのみだった
株主総会		取締役会	監査役			
株主総会		取締役会	監査役		会計参与	
株主総会		取締役会	監査役	会計監査人		
株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与	

これまでは、中小株式会社の機関設計のパターンは原則のみ



会社法では

- \* 株式譲渡制限会社では、～のように取締役会を置かないことも可能。
- \* 株式譲渡制限会社では、～、～のように監査役を置かないことも可能。  
(～のパターンは大会社以外の株式譲渡制限会社のみ可能)
- \* ～のパターンの場合、最もシンプルな形として、株主総会の他取締役1人のみの機関設計も可能。
- \* 会計参与や会計監査人は必要に応じて設置可能。

企業の発展の段階に応じて様々な機関設計が可能となり、名目だけの取締役、監査役を置かないことで、報酬コストなどを軽減することが可能になった。

Q3

## 株式会社制度一本化に伴う、有限会社制度の廃止と既存の有限会社の取扱い

### >>>株式会社と有限会社の統合

会社法では、会社分類型の選択の硬直化・規制の形骸化を踏まえて、有限会社制度が廃止され株式会社制度に一本化されます。また、株式譲渡制限会社へ移行することで、株式会社の称号を使用しながら、これまでの有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することも許容されます。

一方で、会社法施行後においては、特例有限会社制度は適用されませんので、有限会社を新設することはできなくなります。

### >>>会社法の施行時に既に設立されている有限会社の取扱い

既存の有限会社については「特例有限会社制度」が適用され、引き続き「有限会社」の商号使用が認められるなど、これまでの規律を維持するための必要な経過措置が設けられます。有限会社法の規律と会社法の規定とでは異なる部分があることから、旧有限会社の社員、経営者、債権者等に混乱が起きないように、有限会社法特有の規定については、引き続きその実質が維持されるように特則を置き、その商号についても「有限会社」の文字を用いることとしています。

なお、会社法施行後の旧有限会社の取扱いについては、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 2 条から 46 条において規定されています。

#### < 特例有限会社の法的位置付けと規制 >

##### 特例有限会社の法的位置付け

特例有限会社は、会社法上は株式会社となり、経過措置で「有限会社」の称号の継続使用や従前の規律の維持が認められるという位置付けになります。

会社法施行に下記のように表現の読み替えがされます。

- ・「有限会社の定款」 「株式会社の定款」
- ・「社員」 「株主」
- ・「持分や出資口数」 「株式や株式数」

また、旧有限会社の資本総額を出資 1 口の金額で除して得た数を発行可能株式総数および発行済株式総数とすると定めています。

##### 特例有限会社に関する規制

特例有限会社には、基本的にこれまでの有限会社と同じ規制が適用されますが、一部次のような相違点があります。

これまで 50 名とされてきた社員の員数制限を廃止。最低資本金制度も撤廃。  
新株予約権や社債の発行が可能になる。

## >>>特例有限会社になるための手続き

特例有限会社となるためには、特段の手続きは必要なく、存続期間の制限もありません。しかし、旧有限会社が、新たな会社法により株式会社とみなされ存続させる場合には、商号中に「有限会社」という文字を使用しなければならず、この場合の株式会社は「特例有限会社」と呼ばれることとなります。

特例有限会社制度は、会社法施行後も有限会社の名称と実態を変えないで会社を存続させたいというニーズに配慮して設けられた規定だといえます。

既存の有限会社は、会社法の施行により自動的に特例有限会社に移行することとなり、そのための定款変更や登記申請等は原則として不要です。また、特例有限会社制度の適用を受けることができる存続期間については、特に制限は定められておりません。

## Q4

## 特例有限会社から通常の株式会社に移行するために必要な手続き

## &gt;&gt;&gt;特例有限会社が通常の株式会社へ移行するために必要な手続

特例有限会社から通常の株式会社に移行するには、定款における株式会社への商号変更、特例有限会社の解散登記および株式会社の設立登記を行う必要があります。会社法では株式譲渡制限会社において、これまでの有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することが可能となっています。

会社法施行後、特例有限会社は次の手続きによって、いつでも通常の株式会社へと移行することができます。

## &lt; 特例有限会社から通常の株式会社への移行手続きと移行コスト &gt;

## 特例有限会社から通常の株式会社への移行手続き

特例有限会社から通常の株式会社（ ）へ移行するためには、下記の手続きが必要になります。

商号を「株式会社」の文字を用いたものに変更する旨の定款変更に係る株主総会の特別決議

(本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、) 特例有限会社についての解散の登記および商号変更後の株式会社についての設立の登記

- ( ) 特例有限会社は、会社法上は株式会社の一類型となるので、ここでは特例有限会社以外の株式会社を「通常の株式会社」と表記します。上記の手続きは組織変更(会社類型の変更)ではなく、商号変更となります。

## 特例有限会社から通常の株式会社へ移行するためのコスト

上記手続きを行うに当たって必要となる登録免許税は次の通りです。

解散の登記：3万円

設立の登記：資本金額の1,000分の1.5(税額が3万円未満のときは3万円)

## &gt;&gt;&gt;株式会社制度と有限会社制度の比較

特例有限会社と株式譲渡制限会社には、それぞれ次のような特徴があります。

## 特例有限会社のまま存続するメリット

- \* 取締役、監査役の任期に制限がない
- \* 決算公告義務がない
- \* 慣れ親しんだ商号を引き続き使用でき、商号変更に伴うコスト(名刺・看板・ハンコの変更作成費用等)も不要

## 株式譲渡制限会社へ移行するメリット

- \* 対外的信頼性の向上が期待できる
- \* 会計参与、会計監査人を設置できる

< 株式会社制度と有限会社制度の比較 >

		これまでの株式会社	これまでの有限会社	会社法での「株式会社」
根拠法令		商法第2編 商法特例法	有限会社法	会社法
最低資本金		1,000万円	300万円	なし
機 関	取締役会	必ず設置	設置できない	任意で設置(1)
	監査役	必ず設置	任意で設置	取締役会を 置かない場合は1人以上 (1) 置く場合は3人以上
	取締役の数	3人以上	1人以上	取締役会を 置かない場合は1人以上 (1) 置く場合は3人以上
	取締役・監査役の任期	取締役 2年 監査役 4年	制限なし	▶ 取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能(1)
	その他	-	-	会計参与の設置が可能
そ の 他	社債・新株予約権	発行可能	発行不可能	発行可能(特例有限会社も発行可能)
	決算公告の義務	あり	なし	あり
	会計監査人制度	あり 大会社(2) 必ず設置 中会社(3) 任意で設置	なし	あり 大会社(2) 必ず設置 それ以外の会社 任意で設置
	株主ごとの異なる取扱いの定め	定款に置けない	定款に置くことが可能	定款に置くことが可能(1)

- (1) 株式譲渡制限会社の場合
- (2) 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社
- (3) 資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社

Q5

## 会社法施行後の会社設立手続きの簡素化項目と会社設立の 手順

### >>>会社設立手続きの主な改正点

会社法では、創業をスムーズにするため会社設立手続きの簡素化が図られています。簡素化される主な手続には、次のようなものがあります。

#### < 会社設立にかかる手続きの簡素化項目 >

##### 最低資本金制度の撤廃

株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円の最低資本金制度は、創業促進の観点から撤廃されます。

##### 類似商号規制の廃止

商号登記手続のうち、企業活動の広範化や登記手続きの簡素化の要請により類似商号規制が廃止され、同時に類似の判断基準になっていた「会社の目的」についても記載基準が緩和されます。

##### 払込金保管証明制度の一部改正

発起設立により会社を設立する場合、資本金の払い込みについては、銀行等による保管証明書を不要とし、代わりに残高証明によれば足りるものとされます。

### >>>最低資本金制度撤廃の背景

最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができるようになります。これまでは債務者保護等の観点から、最低資本金制度（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）が設けられていましたが、同制度によって円滑な操業が妨げられていると指摘を受けていました。そのため、会社法では、最低資本金制度を撤廃し、資本金が1円でも会社設立が可能となります。

#### < 最低資本金制度撤廃の背景 >

##### 開廃業率の逆転による創業円滑化の必要性

ネットビジネス等、小額資産で営業可能な業種の拡大

債権者保護のためには、設立時の出資金である資本金の額よりも、会社の財産状況の適切な開示、会社財産の適切な留保等の方が重要であること

取引先の信用判断においても、「過去の実績」や「業界の判断」が重視される一方で、「資本金の大小」を重視する意見は少ないこと

「最低資本金規制特例制度」（いわゆる「1円会社」制度）が事業進出に一定の効果があったこと。会社法の最低資本金制度の撤廃に伴い、「最低資本金規制特例制度」も廃止されます。

しかし、株式会社の設立が容易となることによって、会社の濫設等の弊害が生じ、株式会社制度の信頼が損なわれるといった影響が想定されています。設立された会社の法人格が濫用される事態への対応策は、設立が容易になるか否かに関わりなく必要だといえます。

仮に、株式会社制度が濫用された場合には、判例により認められている法人格否認の法理のほか、役員の特第三者責任の規定等により、適切な解決が図られるといった処置が取られることとなります。

< 株式会社設立のフローチャート >

	これまで		会社法	
	商号、目的、本店所在地を決める			
これまでの 会社設立費用	類似商号の調査 本店所在地の法務局で 類似称号がないかを調べる	◀	類似商号の調査は 必要ない	会社法での 会社設立費用
	代表印の作成			
資本金 1,000万円 印紙税 40,000円	定款・議事録の作成 役員（取締役3名以上、 監査役1名以上）発行 株式総数などを決定	◀	最低資本金制度廃止 株式譲渡制限会社は ・取締役1名以上 ・監査役任意設置	資本金 1円 印紙税 40,000円
認証費用 50,000円	公証人による定款の認証			認証費用 50,000円
保管証明書 発行手数料 約25,000円	金融機関への資本金の 払込みについて「保管証明 書」を発行してもらう	◀	発起設立の場合は 「残高証明」でOK	
登録免許税 150,000円 (資本金1,000 万円の場合)	設立の登記 法務局へ申請書・添付書類 等を提出			登録免許税 150,000円 (資本金1円 の場合)
	<b>登記完了</b>			
	会社の登記簿・印鑑証明書を 資本金を払い込んだ金融 機関へ提出	◀	「残高証明」で手続きを していれば不要	
	税務署その他諸官庁へ届出			
株式会社の 設立費用が 大幅に削減	これまで	→	会社法	
	+ + + + = 約 1,027 万円		+ + + = 約 24 万円	

## >>>商号に関する改正点

会社法では、会社の設立手続を簡略化するなどの観点から、商号に関する改正が行われました。会社の商号について、他人が登記した商号と同一・類似の商号については、同一市区町村内において、同一の営業のために登記することができないという規制（いわゆる「類似商号規制」）が廃止されます。

しかし、不正の目的を持って他の会社であると誤認される恐れのある名称または商号に関しては、会社法8条の定めによって、使用してはならないとされています。同条2項には、これに違反して名称または商号を使用し、営業上の利益が侵害、または侵害される恐れのある場合には、侵害の停止または差止めを請求することができると規定されています。

この規定は、不正の目的で自己の営業と誤認させるような商号を他人が使用することを排除する権利を認めたものです。この規定がある限り、同市町村内での二重登記排除等の規定が廃止になっても、紛らわしい登記に対し、対抗手段が残されたこととなります。

## Q6 新設される会計参与制度のねらいと会計参与が有する責任

### >>>会計参与の役目とねらい

会計参与は、主として中小規模の株式会社について、計算書類の適正さの確保に資するため、新たに設けられる機関（役員）です。会社内部で取締役と共同して計算書類の作成・説明・開示等を行う機関であり、税理士・公認会計士等の会計専門家が役目を担います。

会計参与は、計算書類の作成だけではなく、会社とは別に計算書類を保存し、株主や債権者に対して、これを開示する義務を負っています。

会計参与の設置に関しては、規模にかかわらず、完全に会社の任意であり、強制はありません。株式会社であれば、定款で会計参与を設置する旨を定めることができます。

これまで、中小企業における会計監査は主に監査役が担当していましたが、監査役には資格要件がないこともあり、名目的な監査役が設置されるのみの会社が多数存在していました。また、公認会計士・監査法人からなる会計監査人監査は、信頼性は高いもののコストも高いといわれています。このため、中小企業にとって決算書（計算書類）の信頼性の確保が課題とされてきました。

会社法では、新たに会計参与が導入され、主に会計監査人が設置されていない中小企業において決算書の信頼性の向上を図ることが期待されています。

#### < 信頼性の高い決算書作成のメリット >

株式会社が作成する決算書には、貸借対照表や損益計算書等があります。中小企業が決算書の信頼性を向上させることで、下記のようなメリットがあります。

自社の経営状態が見極められるので、適切な経営判断を行うことが可能となる  
金融機関の信頼を得ることができるので、円滑な資金調達が可能となる  
取引先の信頼を得ることができるので、新たな取引先の開拓が可能となる

### >>>会計参与の職務と資格要件

#### 会計参与の職務

会計参与は、株式会社の機関で取締役と共同で計算書類を作成し、株主の求めがあった場合には、株主総会で説明をします。また、会社とは別にその計算書類を5年間保存して株主や会社債権者に開示し、閲覧請求への対応を行います。

#### 会計参与の資格要件

会計参与は誰もがなれるものではなく、会計の専門家である税理士（税理士法人含む）、公認会計士（監査法人含む）のいずれかに限られます。その会社または、子会社の取締役、監査役、会計監査人等は会計参与にはなれませんが、顧問税理士が会計参与に就任することは可能です。

## >>>会計参与の責任

会計参与は、下記の通り、会社や第三者に対して社外取締役と同様の責任を負います。また、会計参与の氏名または名称は登記事項となります。

### < 会計参与の責任 >

#### 会社に対する責任

会計参与が会社に損害を与えた場合は、損害賠償等の責任が生じます。この責任は過失（不注意ミス）があった場合の責任で、株主代表訴訟の対象にもなります。

ただし、損害賠償額については、会計参与が善意（当該事実を知らない状態）で重過失（重大な不注意ミス）がない場合、株主総会の特別決議により、報酬の2年分までに制限することが可能です。また、責任限定契約を締結しておくこともできます。

#### 第三者に対する責任

会計参与が、職務について悪意（当該事実を知っている状態）、または、重過失があった場合には、第三者に対して損害賠償責任が生じます。

## >>>会計参与制度の概要

### < 会計参与制度の概要 >

設 置	任意であるが、設置した場合は、その旨および氏名または名称の登記が必要
職 務	計算書類作成 株主総会における説明 計算書類の保存（5年間） 株主・債権者への開示 その他
資 格	税理士（税理士法人を含む）または公認会計士（監査法人含む）
兼 任	会社または子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人等との兼任不可 顧問税理士が会計参与となることは可能
選 任	株主総会で選任。
任期・報酬	取締役と同様の規定に従う （任期は原則2年、株式譲渡制限会社では定款の定めにより10年まで延長可能）
責 任	社外取締役と同様の責任を負う 会社に対する過失責任、株主代表訴訟の対象 ただし、損害賠償額については、株主総会の決議など一定の要件を満たせば、報酬の2年分までに制限することが可能 第三者に対する重過失責任

## Q7

## 新設される合同会社(日本版LLC)の特徴と有限責任事業組合(LLP)の概要

## &gt;&gt;&gt;新たに新設される会社類型

創業の活発化等を図ることを目的として、出資者の全員が有限責任社員であり、内部関係については民法上の組合と同様の規律(原則として、社員全員の一致で定款の変更、その他会社の在り方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行に当たるといった規律)が適用される会社類型である合同会社が新設されます。

合同会社は、有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める新たな会社類型で、LLPとともに、創業やジョイントベンチャーなどでの活用が期待されています。

## &lt;これまでの会社類型&gt;

これまでの会社類型は、大きく分けると次の2タイプしかなく、選択が硬直化していました。

「有限責任社員」のみで構成され、「組織の規律が厳格」に定められた株式会社・有限会社

「無限責任社員」が存在し、「組織の内部自治」が認められる合資会社・合資会社

会社法では、「有限責任社員」のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、合同会社(日本版LLC)が新設されました。

## &gt;&gt;&gt;合同会社と株式会社との違い

合同会社と株式会社は、いずれもその社員又は株主が有限責任とされている点で共通しております。このため、会社と第三者の関係では、配当規制や債権者保護手続について、ほぼ同様の規制が適用されることとなっています。

株式会社と合同会社の違いに関しては、下記の通りです。

## &lt;株式会社と合同会社の相違点&gt;

## 会社内部関係の規律の強行規定性について

株式会社においては、株主総会に加えて、取締役等の機関を設ける必要があるほか、株主の権利内容も、原則として平等原則が適用され、これらの規律は強行規定とされています。それに対して、合同会社においては、組合と同様に、広く契約自由の原則が妥当するため、機関設計や社員の権利内容等については強行規定がほとんど存在せず、広く定款自治に委ねられています。

## 持分の譲渡に関する規律について

株式会社においては、株式の譲渡自由の原則が採用されているのに対して、合同会社においては、持分の譲渡は他の社員全員の一致が要求されるなどの違いがあります。

## >>> 合同会社の特徴

合同会社は、次のような特徴を持っています。

### < 合同会社の特徴 >

#### 有限責任制

合名会社や合資会社と違い、社員（出資者）は出資額の範囲までしか責任を負いません

#### 内部自治原則

株式会社と違い、利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されません。また、取締役会や監査役会のような機関を設置する必要がありません。

#### 社員数

社員1名のみでの合同会社の設立・存続が認められます

#### 意思決定

社員の入社、持分の譲渡、会社成立後の定款変更は、原則として社員全員の同意によります

#### 業務執行

各社員が原則として業務執行権限を有しますが、定款で一部の社員のみを業務執行社員と定めることも可能です

#### 決算書の作成

貸借対照表、損益計算書、社員持分変動計算書の作成が必要です

## >>> 有限責任事業組合（LLP）の概要

「日本版LLC」である合同会社と並行して「LLP制度」も新たに導入されます。LLPは、「有限責任事業組合」という新たな事業体です。

### < 合同会社とLLPの共通点・相違点 >

#### 共通点

有限責任制

内部自治原則 など

#### 相違点

合同会社は会社の一類型であるのに対し、LLPは民法組合の特例という位置付けのため法人格を有さないという点が挙げられます。このため、合同会社から株式会社への組織変更は可能ですが、法人格を有さないLLPから株式会社への組織変更はできません。

さらにLLPは、課税上は事業体に課税されないで出資者に直接課税される構成員課税の適用を受けます。

なお、LLPを規定する法律は、会社法ではなく、「有限責任事業組合契約に関する法律」で、平成18年8月1日から施行されます。